

1 議会基本条例の制定に向けて

(1) 議案審議の充実に向けた検討について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、議案審議の充実に向けた検討についてとりまとめ案を提示し、説明資料の検証及び一問一答制のあり方については議会運営委員会に申し伝えること、反問権については質問または質問者に対する確認を範囲として執行部に付与することを確認した。
- ・ 条例の文案については、今後引き続き検討していくこととし、正副委員長及び数名の委員により条例の文案全体を作成していくことを確認した。

【議案審議の充実に向けた検討についての主な意見】

- 条文または運用規定に、反問権の範囲を規定したほうがよい。

(2) 議員間の自由討議の実施について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、議員間の自由討議の実施について意見交換を行った。
- ・ 本会議及び委員会における議案の審議、審査に自由討議を導入することを確認した。ただし、本会議への導入に当たっては、議会運営委員会において対象範囲の整理等を行う必要がある。
- ・ 自由討議の導入に際しては、「することができる」規定とし、議長または委員長の整理により、質疑の後に行うこととした。なお、自由討議の場における執行部への確認は、その中で出された議員の発言内容の確認に限ることとした。また、自由討議の内容は会議録または会議記録に記載する。

【議員間の自由討議の実施についての主な意見】

- 自由討議を取り入れることで、より議案に対する思慮を深めることができるとともに、議会報告会などにおける市民への説明も充実させることが可能となる。

- 即決案件への対応として、本会議においても自由討議の場を作る必要がある。
- 本会議での自由討議の実施は、議案の内容によると考える。今後、議会運営委員会とも相談し、研究していきたい。
- 委員会と本会議を分けて考える必要はない。議案によって自由討議の必要がないものがあれば、することができるという規定の中で運用し、後は議長や委員長の裁量に任せればよい。
- 自由討議を導入する際には、案件ごとに自由討議の場を設け、なければなしとする方法がよい。
- 自由討議に係る議長または委員長の議事整理権について、議会基本条例に規定してはどうか。
- 自由討議とはいえ、何を発言してもよいわけではない。争点や論点を明確にした上で討議をすべきであり、一定の定義、条件なども必要である。
- 議員の議案に対する態度表明は採決であり、自由討議はその過程の思いを示すことと考える。しかし、それは議会報告会などの場で、個人の発言としてではなく、あくまでも議会全体の経過として報告すべきである。
- 自由討議において執行部に対し、議員の発言内容を確認するための問いかけが生じる場合が想定されるが、本来はその前の質疑の場において、質疑を出し尽くした上で自由討議を行うべきであるということを、議員が理解しておく必要がある。
- 本会議または委員会の一連の流れで自由討議を実施するというのであれば、執行部にはそのまま同席してもらったほうがよい。
- 討論と討議の関係を整理する必要がある。自由討議の中で自己主張を繰り返した上で、また同じ内容の討論を行うことはすべきでなく、適正に制度を活用しなくてはならない。
- 自由討議を規定する場合の文言についても、自由討議とするのか自由議論とするのかなどを検討する必要がある。

(3) 専門的知見の活用について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、専門的知見の活用について意見交換を行った。
- ・ 専門的知見の活用について条例に規定していくことで確認した。

【専門的知見の活用についての主な意見】

- 専門的知見の活用に向けて議会の前向きな姿勢を示すという意味では、条文に規定していくべきである。

2 県外視察について

視察先、視察目的、行程について、正副委員長案を今後の委員会で提案することとした。なお、視察先については、流山市を含めることを確認した。

3 3月定例会における中間報告について

3月定例会における中間報告案が正副委員長から提出され、原案のとおり承認された。委員長から議長に申し出し、3月定例会において報告することとした。

4 その他

- ・ 議会報告会の開催時期について、全議員により協議する場の検討を議長に依頼すること及びそのスケジュールについて確認した。
- ・ 各地区の公共施設等への掲示依頼結果の報告及び3月定例会からの実施について確認した。
- ・ 議事課長から議会改革特別委員会に係る広報取材の依頼があった旨の発言があり、承認された。